

自然再生（湿地再生）事業に関する意見等の論点整理（平成20年9月3日）

	目 的	構 造 ・ 手 法 ・ 規 模	留 意 点
<p>湿地再生の目標としては、生物の生息場の創出、ヨシ原の創出、人と三番瀬とのふれあいの場・環境学習の場の創出ということが考えられている。最終的にどういうものを湿地再生の主たる目標にしていくのかというのは今後この検討委員会の中でもご議論いただくところ。（H18 調査報告書に基づく事務局からの発言）</p> <p>「塩浜地区における自然環境学習施設の考え方」について説明があった。（第7回検討委員会・市川市 東條委員代理）</p>	<p>・駅前とか、それに近いところにシンボリックに塩性湿地と干潟とまとめて整備して、いわゆるこの目的でいうところの人と自然のふれあいみたいなところを重視した干潟を、干潟的な環境をつくるというのも議論としてはあってもいいんじゃないか（第2回・横山委員）</p> <p>・行徳湿地の水路を開削するのであれば、それと合わせて内陸性湿地を造ることも考えられる。また、干潟も合わせて造り、自然観察の場、研究の場にとの考えもある（第4回・田草川委員）</p>	<p>・閉鎖型にしてパイプで海水を呼び込んで湿地を再生する案と、開放型にして透水性の護岸を前に置いて陸地を確保した上で湿地を再生する案の双方がある。（第3回・倉阪委員長）</p> <p>・陸上の湿地を再生するに当たって、パイプで外海水から潮汐流を呼び込んで自然再生をするという手法がアメリカではやっている（第2回検討委員会・古川）</p> <p>・護岸の横に砂を付ける案と、市川市所有地の前に干潟を作って中に湿地を作るのをセットで考える案とに、分けて議論すべき。（第3回・横山委員）</p> <p>・前面に広大な干潟を造ることと併せて、市川市所有地に内陸性湿地も考えてもいいという姿勢。今のところ、1ヘクタール程度は空けてある。（第3回・田草川委員）</p> <p>・県では、行徳湿地の整備について海水交換に重点を置いて考えているが、円卓会議からの議論の流れからいけば、淡水導入による汽水域の拡大という視点から考えるべきである（第4回・竹川委員）</p> <p>・護岸検討委員会ではこの部分の護岸のあり方については検討していないので、市と相談しながら一番いい形を取りたい。（第7回・遠藤委員）</p> <p>・護岸は防災上の緊急性もあり工事が進められている。自然の多様性を織り込んで護岸のパリエーションを考えるには、早く検討しないと、海岸保全区域の設定や防災上の視点との整合性がとれなくなってしまう。（第7回・遠藤委員）</p> <p>・市川市所有地での湿地再生について、円卓計画案では、「市川塩浜2丁目の現護岸の一部撤去とその陸側区域の湿地化」が具体的課題として提案された。（第7回・竹川委員）</p> <p>・今回の市の提案では、広さが市所有地8haのうち1haに限られ、かつ相当の駐車場があり、護岸はそのままその前に干潟、ヨシ原を創る事になっているし、行徳湿地からの暗渠の開渠化の話も書かれていない。これまでの検討経緯を考えると、再生事業としてこれで良いのか。市の中での議論を知りたい。（第7回・竹川委員）</p> <p>・市の懇談会から提案を受け、市の内部で検討しこのような形になった。これから変わることもあると思うが、基本とすることは、海に戻すという形ではなく、内陸性湿地を作っていった方が良いのではないかと考えている。（第7回・東條委員代理）</p> <p>・塩浜地区には6haの市所有地があるが、これはまちづくり用地であり、その内の一部、最大でも1haを自然再生に使うと市内部での調整が済んでいる。（第7回・東條委員代理）</p>	<p><進め方・他の委員会との連携></p> <p>・まちづくり、護岸、環境学習とどういうふうに連携を保ってやっていくのかというのが非常に大事（第2回・吉田委員）</p> <p>・市川市の所有地については、護岸改修と密接に関連する箇所なので、早くまちづくりの関係者の方と調整を図ることが必要（第2回・事務局）</p> <p>・塩浜まちづくり懇談会の中で、もうそろそろ市川市としても絵を描いて出そうじゃないかという話が出ている（第2回・歌代委員）</p> <p>・市川市所有地での自然再生については、これまで全然イメージが議論されていないので、早めに議論を始めないと護岸に手戻りが生じたり、試験のやり方にも支障が生ずるので、市川市からも話があると思うが、検討委員会としてもどうするのか議論を進めていく必要がある。（第6回・倉阪委員長）</p> <p>・県は市川市の護岸整備についての考え方を聞きながら、進めてもらいたい。（第7回・上野委員）</p> <p>・「ひとの財産をいじらない」ということは、円卓会議の時の約束であり、それを持ち出すこと自体おかしいのではないかと。（第7回・歌代委員）</p> <p>・市川市の出した絵が合意されているわけではないので、将来的にはどういう自然再生をしていくのかということを含め検討しているのが現状である。（第7回・倉阪委員長）</p> <p>・海岸保全区域を変えればと言う議論が出ているが、簡単にできることではない（第7回・遠藤委員）。</p> <p>・市川市のイメージは、検討委員会でオーソライズされたものではない。また、市だけでできるものではなく、県の協力が無ければできないものである。（第8回・倉阪委員長）</p> <p>・市川市が示した環境学習施設のイメージについては、引き続き後背湿地についての自然再生を議論する中で、この委員会としても意見を県に出していく形にしたい。（第8回・倉阪委員長）</p>

自然再生（湿地再生）事業に関する意見等の論点整理（平成20年9月3日）

	目 的	構 造 ・ 手 法 ・ 規 模	留 意 点
		<p>・市所有地で用地面積はこの程度かと考えるが、暗渠の開削、護岸の形状等、市だけでは決められない話だと思うので、これから県の関連委員会の議論も聞いてもらいながら、より良い方向で調整されるものと考えている。(第7回・倉阪委員長)</p> <p>・市川塩浜護岸前面での試験案の2については、市川市が出した湿地再生計画のイメージ図を前提に、市川市所有地前面に砂をつける計画であると考えている。</p> <p>市川市が考えているように、陸と海の連続性を断ち切ってその前に砂を入れてヨシ原をつくり干潟をつくっていくことは、陸と海の連続性を考えると何を考えているかわからない。もう一度、三番瀬の本当の再生につながることを考えるべきである。(第8回・竹川委員)</p>	<p><アセスメント・モニタリング項目></p> <p>・湿地がふえることによって、台風時に湿地にあるものが流れてきて、漁場に被害を与える可能性もある。(第2回・中島委員)</p>